（五所川原市議会議員）　鳴海　初男

従六位に叙する
岡林　隆志　奥野　博昭　田部井暉明

正七位に叙する（各通）（以上十一月四日）
大坪　信廣　寒川　成也

正七位に叙する（各通）（十一月六日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける（十月三十日）
大田　正

旭日小綬章を授ける（以上十月三十一日）
八嶋　健三

旭日中綬章を授ける
工藤　良憲

旭日小綬章を授ける（以上十月三十一日）
（京都府宇治田原町議会議員）　淺田　晃弘
城谷　義文

旭日単光章を授ける（各通）（十一月一日）
比嘉　武宏

旭日双光章を授ける
坂口　忠士

旭日単光章を授ける（以上十一月二日）
佐藤　博幸

旭日双光章を授ける
大重　玄正

旭日単光章を授ける（以上十一月三日）
（五所川原市議会議員）　鳴海　初男

旭日双光章を授ける
吉田　禮治

旭日単光章を授ける（以上十一月四日）
（国立大学法人職員）　林　高宣

瑞宝小綬章を授ける
（三条市公立学校長）
市川　俊一
小林　清一　多田　省一
乙川　尚史
谷野　由枝
村井太美雄　山川　隆
若松　登

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲田　治雄
信夫　正三
木村　忠雄
吉本　興市

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
須澤　眞廣

瑞宝小綬章を授ける
秋元　郁雄　秋山　一夫
小池欣太郎　野村　幸弘
阿部　幹男
水口　亨
濱口　宏

瑞宝双光章を授ける（各通）
（准陸尉）
安藤　修二
岩坪　博勝
福田　伸一　堀　雅隆　馬渡　正明
國京　伸浩

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（岐阜大学名誉教授）　工藤　忠明

瑞宝小綬章を授ける
井納　澄男　金居　章甫　進士　暢夫
芹澤　眞澄　原田　好幸　古市　公威
松田　裕一　丸山　毅一

瑞宝双光章を授ける（各通）
高野倉浩二　堀　建三　山本　兼雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
伊藤　鋼三　上田　勝彦　春日　俊雄
金子　勇　提　省已　滝波　利博

瑞宝双光章を授ける（各通）
小泉　幸雄　西内　一　道畑　和見

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
一宮　昭宏

瑞宝単光章を授ける（十一月三日）
奥野　博昭

瑞宝双光章を授ける
岡林　隆志

瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
大坪　信廣

瑞宝単光章を授ける（十一月六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

後藤キミヨ　原　節義
堀江　裕介　深沢　崇　矢内アヤ子
阿尾　浩和　西川　茂樹　中内まどか
神野　洋平　渥美　武男　山口勘十郎
阪川　忠文　川崎　賢祥　名古　正江
梶　明子　大出　孝博　大塚　哲夫
菊地　久子　井上　善也　大木　庸男
中村　仁彦　土肥野浩之　加藤　賢
藤本　兵馬　和地　徳子　小室久美子
齊藤　正幸　中島眞紀子　市來　直人
鈴木　邦芳　西田　則　渋谷　雅典
中村　豊　島田　直樹　玉井　浩一
伊藤　正人　木之下　誠　大久保美智子
進藤　勝久　大橋　均　穂井田春美
安井　喜秀

寺崎善次郎　岡田　眞明　森　真由美
藤掛　馨　丸山　雅樹　栗原　勝
辻　庸介　柴田　昇　南文　雅貴
本田　安子　金子　文子　池ノ内貴美子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

小西　可南　森江　安　岡本　依大
建部　好治　安井　仲雄　今井　芳博
富樫　明　米田多智夫　鶴見　俊彦

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

中華人民共和国人　陸　国偉

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

菊谷　功　和田　泰治　岸　浩司
井崎スヱ子　土子　正良　坂口　美鈴
岡崎眞理子　池　俊明　山田　正剛
中嶋　洋　佐々井浩志　高木　茂行
小澤　正実　山崎　惠　松田　芳己
藤沢　昭和　植田　勝典　森本　大
内藤　弘康　松尾　勝馬

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

鬼頭　和也　四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける（各通）

堀　義人　久納　昇辰　長澤美惠子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

福嶋　康博　山田　英生　佐々田正徳
三浦　明範　橋本　太乙　牧　廣美
長谷川智彦　谷川政一郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社アートマン計画事務所
株式会社アゲイン・テック
エックスサーバー株式会社
株式会社ムサシ
株式会社ムゲンエステート
森トラスト株式会社
岩城製薬株式会社
中外製薬株式会社
リゾートトラスト株式会社
辰村商事株式会社
小太郎漢方製薬株式会社
ＴＡＮＡＫＥＮ株式会社
橋本産業株式会社
日本遊技機工業組合
青池水産株式会社
新和商事株式会社
ゼビオホールディングス株式会社
東洋システム株式会社
株式会社ジェイエイシーリクルートメント
株式会社山田養蜂場
株式会社ヒラノのタマゴ
株式会社ミラタップ
株式会社つくば電気通信
株式会社バルコム
大崎設備工業株式会社
株式会社ビッグサン
坂本産業株式会社
西日本ポートリー株式会社
ネッツトヨタ南海株式会社
トヨタカローラ南海株式会社
株式会社スチールハブ
株式会社岡山製紙
株式会社八神製作所
株式会社あきんどスシロー
株式会社ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ